

令和6年度 いじめ防止対策プログラム 全体計画

尾上小学校

- 基本理念 ①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
②いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
③市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

- 基本目標 進んで学び、たくましく生きる、心豊かな尾上っ子の育成
～子どもたちの未来を見据えた、自立して生きる力につながる教育の実践～

- 行動目標 ① いじめ問題等の未然防止への取組を推進する。
② いじめ問題等の早期発見・早期対応への取組を推進する。
③ いじめ問題等の解決を図るため、関係機関と連携した取組を推進する。
④ いじめ問題等の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

□基本構想

未然防止への取組	① 「いじめ防止啓発月間」（9月）の「心の絆プロジェクト」の取組を充実させる。 ② 学級開きで、担任が、「いじめをしない・させない・ゆるさない」宣言をする。 ③ すべての児童が参加・活躍できる「わかる授業」づくりに努める。 ④ 相談行動促進（自殺予防教育）等の命に関わる授業を1学期に実施する。 ⑤ いじめ問題について児童が「主体的」に考え解決しようとする取組を推進する。 ⑥ 協同的探究学習を核として、児童同士が自己有用感を感じられるように授業改善を図る。 ⑦ 道徳をはじめ教育活動全般を通して、自他の「命」や「人権」を大切にする教育を実施する。 ⑧ 全家庭が「わが家のネットルール」を作成し、定期的に見直しを実施する。 ⑨ ホームページや学校便り、学年便り等で情報発信する。 ⑩ いじめ防止、子どものSOS発見等の啓発チラシを活用する。
早期発見・早期対応への取組	① 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。 ② 「学校生活に関するアンケート（アセス）」、「心の相談アンケート」及び「教育相談」を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行う。 ③ 些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。 ④ 「こころの健康チェック」を毎月実施し、児童の内面を理解し、いじめの早期発見につなげる。 ⑤ 子ども向け相談行動促進リーフレットを活用し、命を育む教育（自殺予防教育）を実施する。 ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。 ⑦ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。 ⑧ いじめ重大事態の調査に関する第三者性を確保する。
関係機関と連携した取組	① 学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題が起こった場合、スクールサポートチーム（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いのちと心のサポート相談員など）に相談し、支援及び連携を図る。 ② 「インターネットトラブル防止教室」を児童・保護者に向けて実施する。 ③ インターネット利用に関する児童の実態把握をし「ネットいじめ」等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
職員会議等推進体制	① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図る。 ② PDCA サイクルによる、学期毎のいじめ対策の検証を行う。 ③ いじめ対策委員会や生徒指導部会を毎月1回開催して、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。 ④ 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿って、チーム学校による組織的な対応を行う。 ⑤ 教育相談コーディネーターを中心とした教育相談推進体制の充実を図る。